

## ★国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日～12月31日）に納められた保険料の全額です。（令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）

令和4年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）

なお、ご家族（配偶者やお子さん等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

### 《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- ・相談日 11月8日(火)・22日(火)
- ・相談場所 市立市民学習センター 103 研修室
- ・相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号がわかる書類をご用意ください。

### 《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・相談日 11月24日(木)
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00～16:00

☆要予約 11月16日(水)までに予約

- ・予約方法 電話またはFAX ※代理可  
(記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でお相談される場合も、電話での予約が必要です。

## 広報ますだに掲載する 広告を募集中！

### 掲載枠

1枠…縦4.5cm × 横8.5cm

- ※掲載料 1枠(1号あたり) 5,000円
- ※隣り合う2つの枠を1枠とすることができます。
- ※広告の掲載位置は、市が指定した位置とします。

### 【申込方法】

市ホームページに申込様式があります。

### 【申込先】市政策企画課

☎ 31-0112 ☎ 23-2456



## 「手話」をやってみよう！

【今月の手話】 「文化祭」



ぶんか  
文化

まつ  
祭り



りょうて おやゆび ねく あ  
両手の親指のつけ根で組み合わせ、  
さゆう て ぜんご か く か  
左右の手の前後を変えて組み替える。

たいこ りょうて ひとき  
太鼓をたたくように両手の人差  
ゆび かお よこ こうご うご  
し指を顔の横で交互に動かす。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 ☎ 31-8120